

元禄年間水戸藩の神社整理について-水戸藩鎮守帳の 分析を中心として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2010-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 圭室, 文雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/8626

元禄年間水戸藩の神社整理について

——水戸藩鎮守帳の分析を中心として——

圭 室 文 雄

も く じ

はしがき

第一章 唯一神道化への道

① 神体の統一

② 神社支配の統一

③ 神領支配の変化

④ 別当寺の処分と司祭権の変化

⑤ 権現から明神へ

第二章 八幡社の破却

① 潰された理由

② 八幡は何に変えられたか

③ 八幡以外の鎮守改

第三章 村鎮守の制度化

① 鎮守の実態

② 制度化の意図

③ 土浦藩の神社

(i) 神社の支配者

(ii) 村毎の神社数

むすび

はしがき

「幕藩制と宗教」という問題については、これ迄いろいろな視点から論究されてきたが、個別藩の宗教行政・宗教の実態等についての研究は、数量的に極めて少ない。しかし私は、個別藩の宗教についての研究が、「幕藩制と宗教」という問題解明に必要な一つの鍵であると考えらる。

先に私は「寛文年間水戸藩の廃仏毀釈」(近世仏教第三卷二・三号)において、近世初期の水戸藩における仏教の諸問題について若干の考察を試みた。それによって、この地域の仏教においては、密教系諸宗派の勢力が強く、しかも小規模な寺院経営のものが多かったこと、その開創年代が一四五〇年以降一六六〇年代迄に集中していること、などが明らかになった。そして徳川光圀の宗教政策においては、このような寺院を処分することによって寺請寺院の経営を安定化し、さらに祈禱寺を否定し、由緒ある寺を保護し、有力寺院には高僧を招請するなど努力していることがわかった。その「松岡藩の宗教」(日本仏教二三号)において、水戸の支藩である松岡藩について、一六六六年(寛文六)におこなった廃仏毀釈の貫徹の実態を検討して、つぎの二つの結論を得た。第一は、このとき神社の別当寺に処分が集中し、とくに有力な地位を得ていた真言宗のそれをもっとも打撃をうけていること、第二は、山伏の処分において山伏が領民の祈禱を独占する方向がでていること、などがわかった。そこで本稿においては、さらに一歩す

すめて一六九六年（元祿九）の『鎮守帳』の分析を中心として水戸藩の神社整理の実態を明確にしてみたいと思う。
 元祿年間（一六八八～一七〇三）という時期は、全国的視野において宗教を考えると、三つの問題がある。第一には、一六九二年（元祿五）全国的に、本末帳が作成されていること。第二には、宗門檀那請合之掟（東照宮十五カ条ともいう）がこの時期に偽作されていること。第三には、日蓮宗不受不施・悲田・三鳥派などに対する統制が、一段と強化されていること。以上の三点である。第一は本末関係の強化と同時に、幕府側よりする寺院の完全な把握を意味する。第二は寺檀関係の実態が、寺の一方的な搾取を意味するものであったことを示している。第三は日蓮宗がそれまでの布教のあり方の変更を余儀なくされていること、等があげられる。

ここで一応『鎮守帳』についてふれておきたい。現在までの調査で私がある存在を確認したのは、静嘉堂文庫・水戸彰考館文庫・水戸市愛宕神社の三か所で、いずれも『鎮守帳』とだけ記されているが、記載の内容から見て二通りのものがある。いずれも元祿年間（恐らく元祿九年以後数年間）に作成されたものと推察されるが、内容は、村・神名・社殿・神鉢・支配人・司祭人・神領高等について詳細に記している。またとくに社名変更・八幡漬等については加筆がある。ここでは彰考館所蔵の鎮守帳を中心に、静嘉堂文庫本・愛宕神社本を照合して、集計の完全を期した。

第一章 唯一神道化への道

① 神体の統一

第1表は一六九六年の神社改で、神体の変更を行なった鎮守社について、その移動を調べたものである。原文にはそれぞれの神体の上に記号で書きこみが加えられている。例えば○は「仏御取上鏡納る分」、△は「仏御取上幣納る分」等というように。

第1表 水戸領内鎮守神体の移動 1696年

神体の移動	松岡	南	茂田 武太	野々上	城下	計
仏像→幣	5	14	20	5		44
仏像→鏡	10	1	1	2		14
仏像→石			1			1
計	15	15	22	7		59

第1表について検討を加えてみよう。まず元祿期以前の鎮守のなかで少くとも五九社は、仏像を神体としていたことがわかる。仏像の内容についてみると、南組の場合は、正体（懸け仏）四社、観音三社、薬師三社、十王一社、不記四社。武茂太田組の場合は、観音七社、正体四社、釈迦三社、弥陀一社、不動一社、普賢一社、薬師・弥陀の合祀一社、観音・不動の合祀一社、観音・薬師・地藏の合祀一社、不記二社。野々上組は、正体二社、弥陀二社、不記三社。松岡組は一五社すべて不記。このように多種多様な仏像であるが、判明するもののベスト四は、観音一二社・正体十社・弥陀四社・釈迦三社という順序である。このようにみてくると、近世初期における神仏習合の実態が明確である。そして元祿九年神社改のとき、仏像の神社からの追放が行なわれたのである。

しからば神体は、仏像から何に変更されたのか、表にみる如く、幣・鏡・石である、しかし石は一社だけであるので、ここでは一応問題としないことにする。注目すべきは幣四四社・鏡一四社で、四社のうち三社迄が幣、一社が鏡という割合で、仏像にかわって登場している。

第2表は一六九六年（元祿九）における領内鎮守五五五社の神体を示したものである。すなわち、領内鎮守における神体の第一位は幣の三七六社で全体の六七・七パーセントを占め、鏡は三一社で五・六パーセント、幣と鏡の合計は四〇七社、全体から不記分五〇社を除けば、八割までが幣と鏡に統一されている。すなわち藩の神体統一化はほぼ達成していると考えることができる。

しかしこの時期に神体としての仏像が全く排除されたかという点、必ずしもそうではない。松岡組・武茂太田組には全体で一一社が残っている。仏像の内容は、地藏三社、弥陀二社、正体一社、釈迦一社、弥陀・観音の合祀一社、観音・正体の合祀一社、弥陀・観音・釈迦・薬師の合祀一社、不記一社と多種多様な仏像が、なお神体としての位置を保っており、さらに木像五

第2表 水戸領内鎮守の神体 1696年

神 体	松岡	南	武茂太田	野々上	城下	計
幣	67	106	132	70	1	376
鏡	11	2	12	6		31
木 像	13	9	19	13		54
刀	2	1	2			5
石		2	9	3		14
仏 像	2		9			11
その他	3	3	5	1	2	14
不記	10	15	16	6	3	50
計	108	138	204	99	6	555

四社というなかには、仏像と考えられるものが多く入っている、全面的に仏像が排除されたと考えることはできない。

このほか石一四社、その他のところに一括したが、熊笹・硯石等の自然神的なものが神体として残されており、その他のなかに刀五社・鉾三社等と武具を神体とするものがあることも見逃せない。

以上第1・第2表によって次のことがあきらかになった。①神仏を分離して神体を幣・鏡等に統一したこと、そしてその八割がほぼ貫徹している。②なお未だ自然神・仏像・武具などが神体として残されていたこと。

② 神社支配の統一

ここでいう神社支配とは、司祭権の支配を指す。第3表は、領内鎮守の司祭権を誰がにぎっていたか、について示したものである。すべて五五五社の鎮守のうち、あきらかに神官が司祭権をにぎっていたと考えられるものは二八六社で、全体の五一・五パーセントにあたる。すなわちほぼ五割の神社の司祭権は神官がにぎっていたが、のこり五割弱はにぎっていなかったことがわかる。しからば神官以外のだれが司祭権をにぎっていたか。大別して僧侶と俗人（この場合、村支配・百姓支配をさす）である。つぎにこの二者について検討を加えてみる。

僧侶による司祭は一八九社である。うち宗派不明分一九社を除く一七〇社の内訳は、数量的に上位から山伏・真言宗・天台宗・市子・日蓮宗の順で、いづれも

第3表 水戸藩領内鎮守の司祭者 1696年

支配人	松岡	南	武茂 太田	野々上	城下	計
神官	45	69	95	73	4	286
山伏	32	10	37	8	1	88
真言宗	8	13	19	6		46
天台宗	2	10				12
市子宗		5	4			9
日蓮宗		2	2	3	1	8
曹洞宗			3			3
臨濟宗			3			3
浄土宗			1			1
宗派不明	2	1	13	3		19
村支配	13		15	1		29
百姓			4			4
ナシ	1					1
不記	5	28	8	5		46
計	108	138	204	99	6	555

密教系のものが強く、僧侶中における密教系の比率は九五・九パーセントと圧倒的である。このことを一六六六年（寛文六）廃仏毀釈で密教系寺院が集中的に破却されたことと考え合せると、①存続を許された密教系寺院は、鎮守と結びつくことによって存在が可能だったのではないか。②神官の出自が、破却された寺院の僧侶である例が多いのではなからうか。例えば野々上組那珂郡柳沢村稻荷明神の神官は、「禰宜新之丞元宝善院（真言宗）と申、寛文六年還俗いたし禰宜となる」とある。

密教系のなかでとりわけ目立つのは、山伏の八八社である。山伏の処分が一六六六年におこなわれていないことは、すでにのべたところであるが、それ故に寛文年間廢寺となったところへ山伏が入りこんでいったものと考えられる。このほか真言宗・天台宗・市子・日蓮宗など祈禱的色彩の強い宗派は、依然鎮守と結びついている。しかし寛文以前のように、別当寺として真言宗が絶対的優位を占めた時点とは異なり、一六九六年においては神官と山伏にその地位を奪われている。

つぎに俗人支配について考えてみる。それは村支配と百姓支配であるが、何故この時期にこのようなものが存在したのであろうか。村支配の場合は、①寛文の廢仏毀釈によって別当寺が破却されたために、鎮守の管理者がなくなつたとも考えられる。②村鎮守は、本来的には村支配が原型なのではなからうか。百姓支配の場合は、①鎮守の存在する土地の除地権を藩がみとめず、百姓地（年貢地）としたため、形式的には百姓の支配となったものか。②あるいは別当寺の僧侶が還俗して帰農したものか。等いろいろ考えられるが、現在のところいずれとも決しがたい。しかし村支配・百姓支配の三三社についてみると、その土地の持高は最高が六石で、それ以外はすべて三石以下であり、持高なしの鎮守が一七社もある。このことから土地の収益が僅少であるという点は一致するが、これとて俗人が何故支配したかのきめ手にはならない。

③ 神領支配の変化

神領の支配権が必ずしも司祭権と同一ではないが、神領は神社経営の有力な財源であるから、神領支配者がどう変ったかという事は、神社経営がどう変化したかの指標になると考える。その支配の変化の史料が明らかなのは松岡

組だけであるので、ここではそれについて検討することにする。

一六六三年（寛文三）水戸開基帳にみえる松岡組の別当寺は三五か寺で、いずれも真言宗であったものが、いずれも神官・山伏に変わっているコースの多いのが目につく。このことは神社の経営権が、神官・山伏という職業的神職に移行していることを示すものである。つまり寛文段階（一六六一—七二）には絶対的優位を占めた真言宗の別当寺が、この段階で神官・山伏にその支配権をうばわれている。

第4表 水戸藩（松岡組）
神領支配の変化
1696年

支配の移動	神社数
真言宗→神官	14
" →山伏	15
" →村	2
" →宗派不明	1
" →真言宗	2
" →天台宗	1
計	35

④ 別当寺の処分と司祭権の変化

一六六六年の廃仏毀釈で処分された別当寺について、その司祭権が誰の手に移ったかを示したのが第

第5表 水戸藩別当寺処分と司祭者の変化

1696年

神社名	村名	旧別当寺院	処分	新司祭者
酒烈明神	馬渡	福正院（真言宗）	元俗	小池河内
八幡（瀆）	下土木内	東正院（"）	瀆	五十嵐
羽黒権現	田中内	文殊院（"）	元俗	市瀬伊豆
明世明神	亀作	相応院（"）	無住	黒沢大和
熊野権現	常福寺	照徳院（"）	元俗	熊之坊（山伏カ）
稻荷大明神	久慈	威徳院（"）	"	千蔵院（山伏）
十殿明神	松井	定福院（"）	瀆	重々院（"）
津明神	川尻	吉祥院（"）	死去	大津源太夫
十六殿明神	田尻	観音寺（"）	欠所	空窪寺（山伏）
所明神	滑川	鏡智院（"）	死去	千手院（"）
神峯権現	宮田	薩埵寺（"）	"	高野撰津
鹿島明神	介川	正善院（"）	瀆	"
諏訪明神	諏訪	常願寺（"）	元俗	"
小野天神社	河原	普倫寺（"）	瀆	海蔵院（山伏）
鹿島明神	南高野	徳乗院（"）	欠落	千福寺（天台）
稻荷大明神	伊師本郷	長印坊（"）	瀆	空窪寺（山伏）
諏訪大明神	伊師	泉成院（"）	死去	善蔵院（"）

一六九六年にお

5表である。ここでは史料の揃っている松岡組をとりあげた。

松岡組についてみれば、処分された別当寺は一七か寺で、そのいずれもが真言宗である。そして処分された別当寺のあとに神社の支配者として入ったのは、神官八社・山伏八社・天台宗寺院一社で、このうち天台宗の一社を除けばそのすべてが神官と山伏の支配に移っている。処分された寺院についてみればそのほとんどが真言宗である。いうまでもなくこれは別当寺として真言宗が多かったこと、そして一六六六年廃仏毀釈において真言宗が集中的に処分されたことによるものである。

⑤ 権現から明神へ

神仏習合的なものから神道へと純化することが元禄期の宗教政策の基調であったことは、すでにしばしば述べたところであるが、ここではその一つのあらわれとして、神号を権現から明神に改めていることに気づくのである。「権現」は本地垂迹説によって、在来の諸神に結びつけた特殊な神号として發達したもので、『神道名目類聚抄』⁽⁴⁾には、「権現号勅許ノ号ナリ、両部習合ノ社ニ此号アリ」とみえている。一方「明神」は、①『松落葉』⁽⁵⁾によれば「名神」と同じ（名神は延喜の制の由緒ある宮）、②『古今要覧』⁽⁶⁾によれば、「名神」は社を指し、「明神」は神を指す号としている。いずれにしても、「明神」号は仏教的色彩がないという点では一致している。

第6表は『鎮守帳』奥書に、領内鎮守の神号を惣計として記載されているもので、総数五七五社、私の集計五五五社とは二〇社の差があるが、

これは諏訪など上・下と数えれば二社となり、その他の場合も上ノ宮・下ノ宮と数えれば同じく二社となるので、それらの差によるものと思われる。そこで一応鎮守帳の数を

第6表 水戸藩領内鎮守の神号
1696年

明権	神現	387
天照	皇	115
八幡	社	6
日王	神	10
天番	神	4
荒雷	神	9
八天	神	6
觀弁	神	3
虛空	神	2
五所大	神	4
本山	宮	15
山夷	宮	2
手子	宮	2
硯姫	宮	1
役行	宮	1
妙見	宮	1
明円	宮	1
計		575

そのまま出すことにした。

第6表によって明らかなことは、明神号が圧倒的に多く、これに比して本地垂迹説による権現号が相対的に少ないことである。このことは吉田神道の理論によって、本迹縁起神道・両部神道的な面を排除し、宗源神道に近づけていく方向の一つのあらわれと思われる。しかしその反面、相対的に少いとはいえ権現一一五社という依然たる勢力、さらに八幡一〇社、番神六社、数は少ないが観音・弁財天・役行者・妙見なども全く排除されてしまったわけではない。とはいえ、権現から明神へのコースがこの時期の方向であったことに間違いはない。

註(1) 鎮守帳……水戸彰考館所蔵

(2) "

(3) 水戸開基帳……"

(4) 神道名目類聚抄……古事類苑神祇部一 一六〇頁

(5) 松落葉……" 一四三頁

(6) 古今要覽……" 一四四頁

第二章 八幡社の破却

① 潰された理由

まず潰された時期を確定しておきたい。『鎮守帳』によれば、「在々八幡改は元祿九年子年也」とみえ、また『水戸紀年』⁽¹⁾によれば元祿一三年三月の条に、「邦内八幡祠皆破却の命あり」とみえている。一方『鎮守帳』にみえる年代のはっきりする下限は、元祿十一年一〇月の処分であり、そのご継続しておこなわれているので、ここでは一応一六九六年(元祿九)を上限とし、一七〇〇年(元祿一三)を下限とする時期と考えておきたい。

つぎに処分の理由については、つぎの二つのことが考えられる。第一は八幡が源氏の祖神であるということ、第二

は八幡が唯一神道の理念と一致しないことである。第一は、領内の鎮守神として藩主の祖先神を祭ることは不適当である、第二は本地垂迹説を肯定する八幡のイデオロギーは、宗源神道化へのコースを設定する唯一神道の理念に一致しない、以上二つの考え方にもづくものと思われるが、現在のところ史料未発見のため推察の域をでないが、結果からみて第二の考え方が、藩主の中心的イデオロギーとして貫ぬかれていたのではあるまいか。

② 八幡は何に変えられたか

第7表は、一六九六年（元祿九）～一七〇〇年（元祿一三）にかけて行なわれた八幡改めの際、八幡が何にかえられたかを調査したものである。なお新神名は、一七〇〇年現在のものである。

領内で八幡改めが行なわれた神社は『鎮守帳』によれば七三社で、改変された新神名のベスト三は、吉田明神三〇社・鹿島明神一社・静明神九社である。これらの神名はいずれも常陸国の一

ノ宮（鹿島明神）・二ノ宮（静明神）・三ノ宮（吉田明神）であるので、藩主がこれらの神名に改めさせたものと思われるが、また吉田神道の影響も忘れてはならない。一六六七年（寛文七）一〇月藩主徳川光圀は、吉田明神社・静明神社に修復を加えたが、そのさい神人を京都に派遣して宗源神道を学ばせているので、これら静・吉田両社の神人達が中心になって、吉田神道の教義を浸透させたであろうことは想像にかたくない。しかし神名

第7表 八幡が何に変つたか 1700年

新 神 名	松岡	南	武田 茂太	野々上	計
吉 田	5	13	5	7	30
静			4	5	9
鹿 島	1		4	6	11
香 取		3			3
稻 荷		2		1	3
天 羽	1		1		2
白 所	1		1		2
四 居	1				1
役 折		1			1
天 岩		1			1
山 王		1	1		1
嵯 峨			1		1
諏 訪				1	1
春 日				1	1
国 明				1	1
地 須				1	1
権 現				1	1
潰		1			1
計	9	22	18	24	73

が吉田・静に変わったということだけで吉田神道が流入したと考えるのは早計であろう。なぜならばこの時期には神社のほとんどの神官が、吉田家発行の神官任命状のようなものをもっているからである。

③ 八幡以外の鎮守改

第8表は八幡以外のもので、改められた神名について表示したものである。もちろん八幡改めの神社数七三社に対して、それ以外のものは一社、六分の一にも達しないので、同じように論議することはできないが、一応その特徴をみておきたいと思う。

鹿島明神・熊野権現・白山権現がそれぞれ二社ずつ潰されている。そして新神名として三十番神四社・七面明神二社があること、さらに三十番神・七面明神ともに日蓮宗の別当寺を例外なくもっている点が注目される。しからば何故にこの時期に日蓮宗が鎮守に進出したのか。一つには一六九一年（元祿四）の悲田宗の禁止によって、日蓮宗悲田派・不受不施派は実質的活動が不可能となったため、別当寺として鎮守に潜入したのではなからうか。

（註）（1） 水戸紀年………国立国会図書館蔵

（2） 神仏分離史料 下巻 五九五頁

第三章 村鎮守の制度化

① 鎮守の実態

第8表 八幡以外の神社改

1700年

旧神社名	新神社名	村 名 (組)	新 別 当 寺
五所明神	明世明神	亀 作 (松岡)	
白山権現	平 明 神	根 本 (")	
"	大宮明神	大 中 (")	
二渡明神	三十番神	赤 浜 (")	願成寺 (日蓮宗)
鈴 明 神	"	千 波 (南)	本法寺 (")
熊野権現	七面明神	富 田 (")	妙光寺 (")
笹尾神社	上ノ宮	大山田上郷 (武茂)	
鹿島明神	三十番神	津 田 (野々上)	無二亦寺 (")
"	"	市 毛 (")	" (")
熊野権現	七面明神	田 彦 (")	" (")

第9表 水戸藩領内鎮守の神名

1696年

	松岡	南	武茂 太田	野々上	城下	合計
1鹿島明神	13	23	37	21	.	94
2吉田明神	5	14	10	7	1	37
3熊野権現	7	7	11	4		29
4諏訪明神	5	2	14	4		25
5稲荷明神	4	8	6	4	1	23
6香取明神	1	16	2	3		22
7山王権現		6	8	1		15
7天神社	5	2	6	2		15
9静明神	2		5	6		13
10春日明神		1	4	7		12
11牛頭天王	1	5		2	1	9
12十殿	8					8
12愛宕権現	1	1	6			8
12伊勢		1	4	3		8
15羽黒権現	2		4	1		7
16十二所明神	1		5			6
16三十番神	1	3		2		6
16津明神	4			2		6
19岩船	1	1	3			5
19高房	1	2	2			5
19大宮	2	3				5
19沖州		5				5
23七面		1	2	1		4
23白羽	3		1			4
23日月社	1		3			4
23高宮明神	4					4
23国神		1	2	1		4
23日光権現			4			4
23十二所権現			4			4
23金砂権現			3	1		4
23近津明神			4			4
23明神	1	1	1	1		4

一六六三年(寛文三)一〇月の鎮守数については、『領内鎮守開基帳』⁽¹⁾によって一七五社を数えることができる。また神職については、神主一人・禰宜一人・禰宜一人・社人一人・市子六人の合計二一人となっている。ところで鎮守の制度化は、一六六六年(寛文六)四月二五日の法令に、「一郷一社之鎮守は、急度致_ニ崇敬_ニ可_ニ立置_レ之_一」⁽²⁾とみえ、一六六六年の廃仏毀釈と同じ時期に、領内鎮守を制定したことが明らかである。すなわち中世の莊園神的なものから、村鎮守的なものにきりかえることによって、領民の支配をおこなおうという方向がみえている。例えば村鎮守に残存する御用留の類いに、村政・藩法などに関する記事が、祈禱や祭礼の記事と同様に数多く記されている。この

ことは、鎮守を行政組織の末端の一つとして利用し、藩が村支配の貫徹を期していたことを示すものであらう。
第9表は一六九六年現在の領内鎮守の神名を記したものである。

五五五社のうちベスト一〇をみると、まず第一位は鹿島明神の九四社で、すべての地域において圧倒的優勢をはこっている。一六九六年八幡改めで一社増加しているが、これは中世以来の鹿島信仰が強力な背景となっていることを示すものである。第二位は吉田明神の三七社で、このうち三〇社迄が一六九六年八幡改めのさい増加した分である。つまりこの時期を境に吉田明神の増加が著しい。第三位は熊野権現で、二九社、この場合の司祭権は一六九六年以降においても、別当寺一八社・神官七社・その他四社と、依然別当寺とよくつながっている。第四位は諏訪明神で二五社・第五位は稲荷明神の二三社、第六位は香取明神で二二社、第七位は天神社・山王権現社のそれぞれ一五社である。つぎに第九位の尊明神一三社。この神社は延喜式神名帳にみえる由緒ある大社であるが、一三社のうち九社までが八幡改めによって、この時期に増加していることは注目に値する。第一〇位は春日明神一二社。第一位から第二三位までは第九表に示す通りである。なおこの表にない三社以下についてしてみると、笠原明神・八幡・住吉明神・湯泉明神・八竜神が各三社。酒烈明神・五所明神・八所権現・境明神・王子権現・天妃山権現・六所明神・白山権現・大三ヶ明神・雷神・鷺明神・手子崎明神・貴船明神・真弓権現社・若宮八幡・上宮明神・箱根権現・甲明神・三宝荒神・飯縄権現・三島明神・富士権現・御札明神がおのおの二社。一社のものは、半田明神・西宮明神・明世明神・四所明神・平明神・高山明神・御岩山権現・堅破権現・湯殿権現・塩釜明神・森明神・冠者明神・安良川八幡・鏡明神・友明神・館山権現・神峯権現・山神・武熊明神・野木明神・酒門明神・役行者・大洗明神・折居明神・二所権現・神明・六所権現・羽荷明神・鉢明神・神塚明神・柴崎明神・高岡明神・御領明神・藤原権現・硯宮・今宮明神・手接明神・塩宮明神・幡明神・夷・草掛明神・風隼明神・佐加利子明神・花園権現・笠宮明神・飯野宮明神・小聖明神・佐伯三社明神・三所権現・庭渡権現社・武茂権現・向田権現・榎本慈明神・笹尾明神・越方明神・戸隠明神・女体権現・白鷺明神・佐都明神・妙見・七所明神・金砂本宮・赤木明神・嵯峨明神・根渡明神・寄神権現・花宝明神・大鈴明神・王子権現・関戸明神・陰陽山権現・沼尾明神・権現・新宿明神・柏原明神・弁才天・荒神・石神明神・鎧明神・日向明神・三玉明神・熱田明神・駒形明神・浮巢明神・地須殿明神・見目明神と、まことに多種多様

な、神名がみられる。

なお時期は若干降るが、一七八一年（天明元）の『水戸領分村割』⁽³⁾によれば、村数五七八とあるので、これに対して鎮守数の五五五社はほぼ一村一社となる。このことは注目に値いと思う。またこれを一六六三年の一七五社に比較すれば約三・二倍で、三八〇社の増加となるが、これは先に述べたように一六六六年の一郷一社制によって鎮守となったもので、一六六六年代から一六九六年に至るは三〇年間に鎮守として設定され増加したもののと思われる。

② 制度化の意図

一六九六年における鎮守の制度化を促進させたものは、一体何であつたろうか。次にこのことについて考えてみたいと思う。まず第一には領内神社の存在形態にあつたことが考えられる。つまり現世利益の祈禱によって、神社が農民から多額の搾取を行なうことを排除するため。第二には、藩側からするイデオロギーの統制のため。すなわち吉田神道によって、鎮守から垂迹的・神仏習合的な面を排除するということ。第三には寛文から元祿にかけて約三八〇社の鎮守が増加しているが、これは村単位による領民支配を貫徹するための軸として、設定したものではあるまいか。第四には、寺院に葬祭を、神社に祈禱を分業させるため。第五には、神職を身分として固定化し専業させるため。第六には、神社を中世以来の莊園神的なもの、あるいは寺院境内の鎮守神的なものから、近世村落の神としての位置づけを行なうため、等の理由でこの政策が施行されたものと考えられる。

いっぽうこの時期における鎮守の動向をみると、山伏とのつながりにおいて、現世利益を中心に祈禱を行なっていることがわかる。しかし先に述べたように祈禱を中心としている寺院の数も、この地域に甚だ多いことを忘れてはならない。そこでこれと対決して神社がより優位に立つたためには、イデオロギーの肉付けとして排仏論を肯定する吉田神道と結ぶこと、さらに政策的には一郷一社制を施行することが、最大の切札であつた。そしてこの機に乗じて神社はその勢力を拡大していったのである。

③ 土浦藩の神社

(1) 神社の支配者

ここでは、水戸藩に隣接する土浦藩について検討を加え、それと比較することによって水戸藩の宗教構造を理解する⁽⁴⁾。よすがにしたいと思う。第10表は一七五九年(宝暦九)現在の、土浦藩内神社の支配をあきらかにしたものである。

まず第10表の記載について説明しておく。①別当持というのは、神社の支配権(管理権)は寺がもち、祭礼を神官に依頼するもの。②両部持とは、神社の支配権を神官と寺が半々にもっているもの、恐らく司祭権は神官が握っていたと思われる。③唯一とは、神社の司祭権・支配権ともに神官がもつもの。④百姓持とは、支配権は百姓がもち、祭礼を神官に依頼するもの。⑤寺院支配とは、支配権・司祭権ともに僧侶がもつもの。⑥村支配とは、支配権・司祭権ともに村がもつもの。⑦百姓支配とは、支配権・司祭権ともに百姓がもつものである。

鎮守のみではないのでどの程度まで比較できるか困難であるが、一応検討を加えてみたい。まず神官のみによる支配についてみると、唯一持は六九社で全体の一一・三パーセントと僅かで、これに両部持を加えても六九社、全体の一五・七パーセントにすぎぬ。いっぽう水戸藩の場合は、神官のみの支配五一・五パーセントとなっているので、土浦藩はこの段階において神官の専業化があまり進行していないことがわかる。

つぎに寺院支配についてみれば、寺院のみというのが真言宗三五七社・天台宗八一社・禪宗二社・宗派不明二社である。これに別当持の四七社を加えると四八九社となり、全体の八〇・一パーセントと絶対優勢である。いっぽう水戸藩の

第10表 土浦藩神社の支配
宝暦9(1759)

支	配	人	神社数
別	当	持	47
両	部	持	27
唯		一	69
百	姓	持	1
真	言	寺	357
天	台	宗	81
禪	宗	寺	2
宗	派	不	2
百	姓	支	13
村	支	配	9
不		記	2
計			610

場合は寺院の支配権は三五パーセントにみたない。水戸藩で数量的な単純な比較で土浦藩の一七五九年段階と同じような時期とはいえ、一六六六年の廃仏毀釈以前であらう。さて寺院支配のなかで、とりわけ目立つのは真言宗寺院の三五七である。さらに別当持四七社についてみても、真言宗が三七社を占め、ついで天台宗四社・禪宗三社・宗派不明三社の順となっている。すなわち真言宗寺院支配の神社総計は三九四社、寺院支配神社総数の八〇・六パーセントをしめて断然第一位である。第二位は天台宗支配の八五社で約一四パーセント、真言宗・天台宗を併せると、じつに全体の約九五パーセントをしめていることになる。

ここで問題を整理してみる。神社の支配権の八割までを寺院がもっていること、寺院が支配権をもっているうちの約八割は真言宗で、天台宗を併せると九割五分に達すること。これに比較して神官の支配は唯一が一割一分、両部を併せても一割六分に満たないこと、かくて神官の占める割合が甚だ低いことがわかった。

以上のことよって、次の問題が指摘できる。①寺院支配による神社の多いことは、神仏習合的性格が濃厚であつたためであること。②水戸藩においては七三社の八幡社を潰して、元祿以降は五社しか残していないが、土浦藩では八幡社が四八社も存在している。なお管見の限りでは八幡を特別に統制した例がないことから、そのことはいかかわれる。③水戸藩では権現から明神へというコースがみられるが、ここでは権現と明神はほぼ同数であり、特別の配慮はなかったものと思われる。

つぎに、何故このような格差ができたかの問題を考えてみる。それは、一六六六年寺院整理・一六九六年神社整理と両度の施策が行なわれたかどうかというところにある。第一に、水戸藩は一六六六年、別当寺と神社との関係を切る政策を断行しているが、土浦藩にはそれが無い。第二に、水戸藩は一六六六年以来寺院における祈禱を否定しているが、土浦藩にはそうした施策は行なわれていない。第三に、水戸藩は一郷一社制をしいてそれを領内鎮守とし、領民の信仰対象としたのに対して、土浦藩では小社が寺院と結びついて祈禱による経営を行なっていると思われること。第四に水戸藩は一六九六年神仏習合を否定する政策をおこなったが、土浦藩にはそれが無い、などのためである。

このほか注目すべきことを一・二あげると、①山伏の進出が全くみられないこと。②習合神道二社を除き神官はすべて吉田派神道であること、などである。この藩においては近世初期に別当寺と神社の分離を行なっていないため、

第11表 土浦藩の村毎神社数 1759年

神社数	村 名	村 数
1	有河・白鳥・藤沢新田・田宮・上境・小松・平沢・川俣・上長沼・宮戸・長渡路・山谷・上萱場・将監新田・上谷新田・毛有・大笹新田	17
2	岩坪・成井・佐野子・粕毛・大島・小和田・添所・小泉・丸山・仁右エ門・押砂・下萱場・上嶋・中嶋・下嶋・青木・鬼長・藤代・吉岡新田・下押辺	20
3	源谷・山本・小高・吉瀬・横町・中村・小沢・太田・小袋・下平柳・細代・中内	12
4	田村・沖宿・戸崎・殿里・大畑・田土部・土器屋・花室・小野・東成寺・日川・下長沼・浜田	13
5	下軽部・上坂田・下坂田・小山崎・虫念・矢作・大志戸・山口・君嶋・北条泉・台村・川崎	12
6	手野・沢部・高岡・中根・松塚・下高津・中高津・石靱・完塚・大形・北条・上押辺	12
7	常名・上高津・小岩田・本郷・西猶戸・岩間下村	6
8	木田余・中貫・永国・小田	4
9	真鍋・上ノ室・広岡・東猶戸・岩間上郷	5
10	神立・大村・古来・鳥山・西根・福岡	6
11	土浦・金田・泉	3
12	今泉	1
13		0
14	藤沢・大岩田	2
15		0
16	加茂（新治）	1
17		0
18		0
19		0
20	田村（筑波）	1
21		0
22	坂（新治）	1
23	永井（筑波）	1
合 計		117

水戸藩にみるような山伏の進出する機会はなかったものと考えられる。なおこの時期すでに吉田派神道が神名を問わず領内の神社をその傘下におさめ、村落内に根づく浸透していることは興味深い問題である。

(ii) 村毎の神社数

第11表は土浦藩における村ごとの神社数をしらべたものである。

まず神社が存在する一一七か村についてみると、一村一社の村は一七か村で、全体の一四・五パーセントにすぎない。つまり全体の八五パーセントは村落に二社以上の神社をもっている。そして総神社数は六一〇社であるから、一村あたり約五・二社の割で神社が存在する勘定になる。なお一村あたりの数の最高は筑波郡永井村の二三社、ついで新治郡坂村の二二社、第三位は筑波郡田村の二〇社であるが、このように一村に二〇社以上が存在する場合は小祠・小社が多かったものと思われる。

そこで水戸の支藩松岡藩の場合をみたのが、第12表である。

時代はややさがるが、一八一〇年(文化七)の『松岡地理誌』によると、神社の存在する三一か村のうち、一村一社のものは二七か村で全体のほぼ九割をしめている。また一社以上といっても、二社の村が四か村あるだけで、ここでは一村一社制の原則がほぼ達成されている。

註(1) 領内鎮守開基帳……水戸彰考館文庫所蔵

(2) 破却帳(杉山叢書四)……国立国会図書館所蔵

(3) 水戸領分村割……日立市瀬谷義彦氏所蔵

(4) 土浦領神社帳……静嘉堂文庫所蔵

(5) ”

(6) 松岡地理誌(撮影本)……高萩市教育委員会所蔵

第12表 松岡藩の村毎神神社数 1810年

神社数	村 名	村 数
1	上手網・下手網・秋山・嶋名・安良川・高萩・赤浜・栗野・日棚・松井・嶋崎・足洗・上桜井・白場・豊田・木皿・内野・石岡・柳沢新田・若栗新田・上君田・下君田・大能・中戸川・米平新田・鳥曾根・南田代	27
2	高戸・磯原・大津・横川	4
	合 計	31

一六九六年（元祿九）という時期は、水戸藩において領内鎮守の制度化が一応完結した時期と考え、いくつかの問題をあきらかにした。第一章唯一神道化への道においては、①神体が仏教的なものから鏡・幣に統一されていく過程を、②神社の司祭権・神領支配権が神官・山伏に統一されていくことを、③権現から明神への変化を、そしてそのいずれもが唯一神道化へのコースであることをみた。

第二章八幡社の破却においては、八幡の破却に問題をしほり、八幡が唯一神道の理念に一致しない本地垂迹的要素をもっていることを指摘し、それが領内の有力神社名に改称されていく過程をみた。また八幡以外で破却された神社もいくつかあるがその多くは日蓮宗の別当寺と結びつく七面明神・三十番神等であることがわかった。

第三章村鎮守の制度化においては、鎮守の一村一社の制度化は一六六六年を境に促進され、一六九六年に一応完成をみていること、また神名では鹿島明神が圧倒的に多いが、一六九六年を境に吉田明神・静明神等が著しく増加していることなどをべた。またその鎮守制度化の意図を、神社数の整理、イデオロギーの面では唯一神道化、さらに体制的には一六六一？一七〇〇年の段階に中世的神社（莊園神・寺院境内の勧請神）から近世村落の鎮守としての位置づけがおこなわれていることなどを明らかにした。

なおまた水戸藩の宗教政策を浮き彫りにするため、隣接する土浦藩の神社について一七五九年の時点を若干検討したが、ここでは水戸藩のような一貫した宗教政策は施行されておらず、外形は水戸藩の一六六六年以前の如き宗教構造をもっているが、反面吉田派神道の神官達が一七五九年までには完全に領内の神社を支配しており、徐々にではあるが唯一神道化へのコースをたどっている。しかしながら、藩主の権力によって押し進められた水戸藩のそれと違って、真言宗・天台宗の別当寺が神社の支配権・司祭権とともに握っている例が多いことがわかった。幕藩体制の意図した宗教統制の方向は、水戸藩の宗教構造にあらわれているようなものであったが、関東における一般的な藩の宗教構造は、恐らく土浦藩のそれに類するものではなかったらうか。

附記 この論稿をまとめるにあたって御指導を頂いた伊東多三郎先生・渡辺保先生・木村礎先生・萩原竜夫先生に厚くお礼を申しあげる。また史料閲覧に際して便宜を与えていただいた水戸市史編纂室・水戸彰考館文庫・静嘉堂文庫・愛宕神社の御好意に感謝申し上げます。